

会 議 録

会議名	第1回みよし市みどりと景観審議会（平成24年度1回目）
日 時	平成24年10月5日（金） 午後1：30～午後3：30
場 所	庁舎4階 401会議室
出席者 （敬称略）	曾田忠宏、芹澤俊介、宇野勇治、西川辰司、鈴木ともよ （事務局） 深田都市建設部長、村澤都市建設部次長、清水都市建設部副参事、 都市計画課：宇野課長、加藤副主幹、島藤主任主査、杉山主任主査
次 第	1 あいさつ 2 審議事項 （1）重要景観建造物・樹木の指定方針等について 3 報告事項 （1）平成24年度上半期景観届出件数について （2）みどりのまち育て塾の開催について 4 その他 （1）景観地区候補地「あざぶの丘」視察
会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 （次長）	本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 それでは、平成24年度第1回みよし市みどりと景観審議会を始めさせていただきます。 なお、次第にもお示ししていますが、議事終了後に、昨年度の本審議会でも将来的な景観地区候補地として議論いただきました苅生町潮見にあります「あざぶの丘」の現地視察を予定しています。 視察では、トヨタすまいるに現地での概要説明をお願いしています。 従いまして、議事自体を概ね1時間程度で終了し、現地に出向きたいと考えていますので、議事進行のご協力をお願いします。 まず始めに、曾田会長にごあいさつをお願いいたします。
曾田会長	今年度も宜しく申し上げます。 お話がありましたように、審議会後に「あざぶの丘」に現地視察があるとのこと、速やかな進行へのご協力をお願いします。 「みどりのまち育て塾」も開催されるということで、いよいよこれから本格的な制度の運用が始まるといった印象です。 では、早速議事に入ってまいります。最初に審議事項として、「重要景観建造物・樹木の指定方針等」について、事務局より説明をお願いします。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (課長)	それでは、「重要景観建造物・樹木の指定方針等」についてご説明します。 まず次第を1枚はねていただきまして、そこに景観重要建造物、重要樹木について書かれています。 建造物とは、建築物とその敷地内にある工作物を含めたものを言います。 重要景観建造物と樹木の指定については、資料の右側ですが、景観法の第19条と28条に定められており、その趣旨としましては、各自治体が定める景観計画に則して市として建造物と樹木を指定することができるというものです。 その際には、所有者の意見を聴くこととなっており、また、文化財保護法の指定、仮指定がされたものは除くとされています。 その下にある施行規則の第6条、第11条には指定の基準が示されており、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものとされ、道路等から公衆によって容易に見ることができるといった条件が付されています。 それでは資料の左側に戻っていただき、はじめに景観重要建造物と樹木の指定方針についてです。(1)の建造物の指定方針においては、建築年代が比較的新しくても、外観が自然、歴史、文化などからみて特徴を有し、シンボルとなり良好な景観形成の模範となる建造物、あるいは住民に親しまれ、愛される建造物を指定の対象とします。 続きまして、(2)の指定基準においては、先ほども申し上げましたとおり、道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、建造物は次に示す項目のいずれかに該当しなければなりません。 ①地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物 ②形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物 ③地域の良好な景観形成の規範となる建造物 ④住民に親しまれ、愛されている建造物 ⑤登録有形文化財に登録されている建造物 また、樹木に関しては、建造物と同様に、道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、文化財保護法に基づき指定等をされた樹木を除いたなかで、次に示す項目のいずれかに該当することになります。 ①樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボリックな存在となっているもの ②昔からの言伝えがあるなど、地域の歴史・文化・暮らしなどに密接に関わりがあるもの 次に4頁ですが、愛知県内の景観重要建造物、樹木の指定方針の状況をお示ししています。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
	名古屋市については、ウの町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているものとし、景観法制定以前より市において指定していた「町並み保存地区」を取り込む形での指定方針となっています。 また豊田市では、樹木の方で指定基準①に「豊田の名木」に指定されているもののうち樹木であるものとし、「豊田の名木」とは、美観上優れた樹木や歴史的由緒のある森、鎮守の森、社寺の叢林、地域のシンボルツリーなどの貴重な樹木や森が対象となり、具体的には地上1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.5m以上であり、高さが15m以上などの条件が付されています。 なお、本市でも、景観条例のなかで保存樹木の保存として豊田市と同様の指定基準を持っています。 また、犬山市については、今回の本市の案とほぼ同様の内容です。 次の頁の常滑市は、建造物、樹木ともに、やきもの散歩道地区のシンボリック存在となっているものとして、独自の基準を持っています。 続いて瀬戸市ですが、瀬戸市においても、建造物の要件のなかに、やきもの文化を強く印象付ける建造物としており、常滑市と同様に地域性を加味した基準をもうけています。 もっとも、本市を含めた他市においても、地域の景観上のシンボルとなる要件があり、同様の意味を含んでいるものと考えられます。 続きまして資料の6頁になりますが、本制度では実際に重要建造物、樹木に指定された場合には、所有者に適正な管理義務が法令上発生します。そのため、管理を適正に行っていただくための助成制度があり、各市の助成状況を掲載しています。 ご覧いただくとわかりますが、各市の助成内容に統一性はなく、これは法令において自治体に委ねているため、各自治体がそれぞれの状況に応じて定めている実情があります。 助成制度の内容については、年度末に向けて叩き台を作成し、来年度において本格的に議論をお願いしたいと考えています。 次に重要建造物、樹木の指定の全国の状況についてですが、建造物に関しては、県内では名古屋市の5件のみとなっており、樹木については残念ながら県内の指定の実績はありません。 説明については以上ですが、冒頭で申し上げました指定方針と指定基準の案に対して、何かご意見等があればお願いしたいと思います。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
曾田会長	今の説明のなかで、何かご意見、ご質問等があればお願いします。
西川委員	本制度については、民間の建造物、樹木はもちろんだと思いますが、行政が所有する建造物とかも対象となりますか。
事務局 (課長)	建造物、樹木ともに所有者は関係ありません。
西川委員	行政の持っている施設が対象となれば、多様な視野での指定が可能と考えます。 例えば、浮雲の栈橋であれば、あれは三好丘地区において当初からあり、三好丘をはじめ市の北の玄関としての象徴的な建造物として意味あるものと思います。 また、カリヨンハウスについても、市の施設となり、北部の中心的な役割を担う施設となる計画もあり、そうした市の施設こそ重要建造物として適しているものと思います。
曾田会長	行政施設としては、みよしの場合はないですが、古い学校とかがよくあります。 重要景観建造物と樹木に関してですが、例えば名古屋市では建造物5箇所しかありませんが、実際はそれに適した建物がたくさんあって、また、1つの建物に限らず街並み全体として、例えば仏具屋のたくさんある橘町でしたか、そうした群としての指定も考慮した方がいいと思います。 また、樹木についても1本の名木を指定するのもいいですが、資料にもあるように神社の叢林も群として入れておくことも検討して、対象を「建造物等、樹木等」とした方がいいと思います。
事務局 (課長)	名古屋市では、古くからこうした制度を運用しており、群としての指定も行っているところですが、景観法が制定され、その法制に合致したものを景観重要建造物、樹木として指定しているものと思われます。 現在の景観法では、建物群ではなく、単独の建造物とそれに付随した工作物が対象となっています。
曾田会長	法令としてはそうした考え方で良いのですが、みよし市の指定としては群としての考え方も盛り込むといったことも検討すると良いのではないかと思います。 また、草木とか、例えばシラタマホシクサとかは天然記念物として指定されれば良いのですが、指定されていないのであれば、そうした草木を含める考え方もあっても良いのではないかと思います。
鈴木委員	民有地についても、地権者の了解を得れば、先ほどご説明のあった助成制度等を利用することで指定することも可能ということですね。
事務局 (課長)	それは可能です。ただし、市としてはまずは試行的に市有地からの指定という考えもあります。
鈴木委員	公共の場所から容易に見えるという条件で、多少は指定の範囲が限られてくるかも知れませんが。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (課長)	制度的には、あくまで景観上多くの人の目に触れるという考え方での指定となります。 もっとも、先ほどお話のあったシラタマホシクサ等については、今後実施する「みどりのまち育て塾」で3年から5年計画でやっていきたいと考えています。 「みどりのまち育て塾」では、今年度は里山保全として間伐等の技術習得を主に行いますが、来年度以降においてその他の緑の保全計画の策定を含めやって行けたらと考えています。
曾田会長	自分の考えとしては、田の保全も行いたいと考えています。 広大な田を有していた春日井市でも、昨今は宅地開発が進み以前のような秋の黄金色の稲穂も少なくなりつつあり残念に思います。
事務局 (課長)	1,000 m²以上の特定開発については、景観の届出を要しますのでそのなかで対応していかなければならないと思います。 また、まちづくり土地利用条例において誘導区域を定めていますので、農業保全地区についてはそのなかで保全を図っていくことになります。
曾田会長	境川のあの景観を市として守っていくのも一つの課題かと思います。
事務局 (課長)	以前のワークショップで、境川きたよし緑地のプランも作っていますので、そのプランに沿って予算化を進めていければと思っています。
芹澤委員	建造物の範囲をどこまで捉えるかというのも一つの焦点かと思います。 例えば、ため池ですとか堤防とかの土木建造物について対象とするかどうかですね。
事務局 (課長)	そうしたため池や堤防等は建造物という捉え方もあれば、広義には公共施設でもあります。景観の指定のなかには、景観重要公共施設というメニューもありますので、取り組んでいくことは可能だと思います。
宇野委員	田やあぜ道などを指定するのも良いかと思います。
西川委員	群で指定した場合、助成をどう行っていくかという問題もありますね。
事務局 (課長)	所有者の方に管理の義務が発生しますが、同時に管理基準を策定する必要があります。また、管理基準も共通のものであればさほど問題はないのですが、指定する物によって違ってくる場合もあります。
西川委員	管理基準は所有者が策定するのですか？
事務局 (課長)	法令上明文化はされておきませんので、恐らく行政側が策定することになります。 古い施設になれば例えば消火設備等の細かな部分にまで及びます。
曾田会長	策定した市によって基準が千差万別で、みよし市としてどういった形にするかは非常に悩ましい点かと思います。
西川委員	豊田市は助成基準を定めていないようですが、そうした選択肢もあるということですね。
芹澤委員	名古屋市以外は実際には指定がないということですか？

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (課長)	景観法上の指定はありません。ただし、以前からある自主条例での指定はあるかもしれません。
宇野委員	景観法ができて間もない時期ですので。 県内でも景観行政団体も十数団体しかないわけですし。
鈴木委員	みよし市では、景観法制定以前に同じような指定はなかったのですか？
事務局 (課長)	ないです。
鈴木委員	登録有形文化財はありますよね。
事務局 (主任主査)	登録有形文化財としては建造物として2件あります。福田の酒井家、あと今度新たに指定が予定されています石川家があります。
宇野委員	登録有形文化財の指定に際して相続税の方で減税等があったはずですが、そうした場合、どちらが有利でどちらで指定するかという選択になるかも知れませんね。
西川委員	みよし市内はきたよし、なかよし、みなよしと分かれています。例えばみなよしで言えば、トヨタの工場があって田園風景のなかに丘になっており景観として優れた風景だと思います。 例えばトヨタで言えば、助成金等を要さず企業理念のなかでの保全を行っていただけのはずですし、みよし市ならではの景観という意味で素晴らしいと感じます。
事務局 (主任主査)	先ほど豊田市の名木のお話をしたのですが、市の景観条例が「水と緑の風景を守り育てる条例」という名称であり、その第11条に樹木等とあるのですが、その等というのが樹木または樹林地という意味となっています。 樹林地については面積規定があり、集団と見られる樹林地の面積が500㎡以上であれば指定は可能といった内容になっています。
曾田会長	では、次回までに方針等を作成いただき、委員の皆さんに意見を伺うという形でお願いしたいと思います。 あと、今回、事務局から指定建造物と樹木の案をご提示していますが、これを市民の皆さんから案を募集できるような仕組みづくりができないかなと思います。
事務局 (課長)	来年度以降の予定事業に「景観百選」があり、取りまとめた翌年に印刷するわけですが、そのなかでやっていければなと思います。
宇野委員	状態の良いものは問題ありませんが、管理の良くないものでも解体するのは勿体無いようなものの保全もできると良いと思います。
曾田会長	みよしにあるかどうか分かりませんが、常夜灯や道祖神も良いかと思います。
鈴木委員	以前、福谷の方で民話と結びついている建物や木の話聞いたのですが、そうしたものは聞かないと分からないという点もあります。
曾田会長	いずれにしろ、市としての景観の機運が盛り上がるような方向でお願いしたいと思います。 では、次に報告事項に移ります。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
報告事項 平成24年度上半期景観届出件数について	
曾田会長	報告事項(1)の、平成24年度上半期の景観届出件数について事務局より説明をお願いします。
事務局 (副主幹)	「水と緑の風景を守り育てる条例」の施行に伴い昨年7月1日より、一定規模以上の行為に対して、市が示す形状、色彩、緑化等に関して基準を守り、かつ届出を行うよう義務付けています。 今年度における現時点までの届出件数の報告をさせていただきます。 高さ10mを超える中高層建築物、または戸数六戸以上の共同住宅や延べ床面積1,000㎡を超える事業所や工場等の建築物については7件、高さ10mを超える工作物、これは主に携帯電話の基地局やアンテナですがこれが10件、建設物や工作物の建築目的等で行われる開発行為の今年度における実績はまだありません。また、開発を伴わないその他の土地の形質変更については3件の計20件がこれまで半年間の実績となります。 なお、昨年7月1日から翌年3月31日までの9ヶ月間における届出件数の合計が20件でしたが、今年度は昨年度より短い6ヶ月間で同件数に達しています。また、届出の内容に関してはほぼ同様の割合を示していますので、みよし市の傾向が見て取れるものです。 続きまして、行為の完了後すみやかに届出を行っていただく完了届については、行為の工期等が年度をまたぐものや複数年にわたる長期的な行為もあり、昨年度における届出件数との整合性はとれていませんが、昨年度の届出において完了予定日を経過したものについては、全て届出済みです。
曾田会長	では今の説明のなかでご質問やご意見があればお願いします。 昨年度の審議会でも申し上げましたが、アンテナの色が気になります。
西川委員	届出に際して、市が指導し、改善された事例はありますか？
事務局 (副主幹)	事前の届出の段階で審査をしていますので、これまでは届出どおりに行っていたいています。
西川委員	写真を見ると、マクドナルドでも色合いを落ち着かせ景観に配慮されたものであることが分かりますね。
曾田会長	あと、土地の形質の変更というのは具体的に何をしたのですか？
事務局 (副主幹)	田や畑の嵩上げです。
曾田会長	嵩上げでは法面の処理で見た目が大きく違うため完了後の検査が重要です。 実際に届出どおり法面の処理や緑化が行われていますか？
事務局 (副主幹)	緑化については時間が経てば草が生えますので自然と緑化が図られます。法面の処理等は適正に行われています。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
報告事項 みどりのまち育て塾の開催について	
曾田会長	報告事項（２）の、みどりのまち育て塾の開催について事務局より説明をお願いします。
事務局 (主任主査)	みどりと景観の計画のなかでアクションプランの重点施策のなかにある、緑化を進めるためのリーダーの育成の一環として、緑のまち育て塾として開催を予定しています。 ８月１５日号の市の広報誌の方で募集をかけまして、事業の目的としては、リーダーを育てるなかで、先ほど課長の方からもお話をさせていただきましたが、保全する地域の選定や計画づくりを考えて行こうと思います。 開催については、１１月から来年２月までの４ヶ月間に計４回、時間帯としては午後１時半から２時間程度を予定しています。 活動内容としては座学を含め、保全のための技術の習得、スキルアップを図ってまいります。 募集人員は当初２０名程度としておりましたが、現在１３名の方から応募いただいております、１１月の開催日の直前まで引き続き募集を行います。 ９月中旬には中日新聞まで取り上げていただき、また資料として今回付けていますチラシをＡ３に拡大しポスターとして市の主要出先機関に貼るなど周知を図っています。 また活動の状況については第２回の審議会でご報告をいたします。
曾田会長	参加者の年齢層はどうですか。
事務局 (主任主査)	比較的落ち着いた年齢の方が多くご応募いただいております。
鈴木委員	会場は保田ヶ池公園と聞いていますが。
事務局 (主任主査)	はい、保田ヶ池を予定しています。
鈴木委員	保田ヶ池で活動をしながら、今後の保全計画を策定していくイメージでよろしいでしょうか。 活動期間は複数年と考えてよろしいですか？
事務局 (主任主査)	イメージとしてはそういった形を計画しています。 活動期間については予算の状況にもよりますが、概ね３年から５年を予定しています。
事務局 (課長)	本事業については、正直、やりながら方向性を見出していくといった感じかと思います。
曾田会長	そうですね。 もっとも、開催時期をもう少し早めた方が季節的に活動しやすいのかなと思います。例えば里山歩きも今ぐらいの時期が良いと思います。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
鈴木委員	今回の募集では、開催日が確定しておらず、広報誌の募集では4回全部への参加をお願いしますといった表現であったため、予定の見通しが立たない状態から参加申込みを躊躇した方もいたかと思います。
事務局 (課長)	来年度以降の募集時には、その点は改善するよう考慮させていただきます。
曾田会長	では、報告事項（2）についてはよろしいでしょうか。 その他ご意見等がなければ、事務局からの連絡事項をお願いします。
事務局 (次長)	次回の委員会は、3月頃に開催予定しています。また、2月頃に日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
曾田会長	では、これで第1回みどりと景観審議会の議事を終了させていただきます。
事務局 (次長)	長時間にわたり委員の皆様には、活発なご審議ありがとうございました。また曾田会長には、議長として審議をスムーズに進行いただき感謝を申し上げます。 以上をもちまして平成24年度第1回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。どうもありがとうございました。